

# 6月は令和6年度医療費助成制度現況届提出月です。

受付期間 令和6年6月3日（月）から6月28日（金）まで

下記のとおり、期限までに提出してください。

令和6年5月22日

㊤乳幼児・㊦義務教育就学児・㊧高校生等医療費助成を受けている方へ

下記内容をご確認の上、同封した現況届を期限までに提出してください。現況届の提出がない場合は、令和6年10月1日から有効の新しい医療証が発行できませんので、ご注意ください。

## 1 受付期間

令和6年6月3日（月）から6月28日（金）まで  
（土・日を除く）



## 2 提出方法

①郵送受付：同封の返信用封筒で郵送してください。

※子育て応援課への書類到達日が受付日となります。

②窓口受付：庁舎1階子育て応援課窓口

午前8時30分～午後5時

※マイナポータル（ぴったりサービス）

から電子申請もできます。



### 返信用封筒に入れるもの

- ・現況届
- ・申請者と助成対象児童の健康保険被保険者証のコピー
- ・その他必要な書類  
(切手不要)

## 3 提出書類

① 「令和6年度 医療費助成現況届」(同封した別紙書類)

※6月1日以降の日付で提出ください。

② 「健康保険被保険者証のコピー」(申請者と助成対象児童のもの)

③ 令和6年1月1日時点で瑞穂町に住民登録がなかった方（申請者・配偶者ともに）は、

マイナンバーによる情報連携の「同意書」、または、「令和6年度住民税課税（非課税）証明書」（所得・扶養人数・控除記載のあるもの ※令和6年1月1日に住民登録のあった区市町村で取得してください）

※同意書を提出した上で、未申告等により、税情報が確認できなかった場合は、課税（非課税）証明書を提出していただきます。

※同意書には必ず個人番号（マイナンバー）を記入してください。

記名し、医療に〇印

瑞穂町福祉部

裏面へ



## 4 注意事項（必ずお読みください）

- 現況届の裏面の記入例を確認し、ご記入ください。
- 健康保険被保険者証は、現況届の裏面にのりで貼り付けてください。
- 書き間違えた場合は、二重線を引いて訂正印を押してください。
- 記入もれ、書類の不足等がある場合は、修正や再提出が必要になります。

（平日の午前8時30分から午後5時15分までに連絡をしますので、連絡を取ることができる電話番号の記入をお願いします）

- 消えるボールペンや鉛筆で記入しないでください。

## 5 その他

- 「扶養親族等及び児童の数」の欄は、区市町村民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をご記入ください（わからない場合は、空欄で構いません）。

なお、申請者の親族ではないが、前年の12月31日に申請者が生計を維持していた児童がいた場合は、その数を加えてご記入ください。

- 本人の同意により、マイナンバー（個人番号）を用いて自治体間で所得の情報を照会します。未申告や情報の保護をかけている場合等は情報連携ができないので、従前の通り、課税（非課税）証明書が必要となります。



### 受給資格の継続及び消滅等について

引き続き医療費助成制度の対象となる方には、令和6年9月下旬に新しい『医療証』を郵送します。また、今回の現況届を審査した結果、受給資格要件が現申請者より配偶者の方が上回っていた場合（所得が高い等）は、後日、受給者変更手續のご案内をお送りします。